

枚方市職員の退職手当に関する条例〔平成6年3月10日時点〕

昭和38年7月24日

枚方市条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、職員（地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員及び単純な労務に雇用される一般職の職員（以下これらの者を「企業職員等」という。）を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中25年以上勤務した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

(普通退職の場合の退職手当)

第3条 第4条又は第5条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120

(功績があつた場合の退職手当)

第3条の2 在職中特に功績があつたと認められる者については、この条例の規定により計算した額に市議会の議決を得て特別退職手当を付加して支給することができる。

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）又は20年以上25年未満の期間勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。以下「定年退職者」という。）又は

その者の非違によることなく勸奨を受けて退職をした者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。) に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の125

2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第1項及び第2項において同じ。）により退職し、又は死亡（公務上の死亡を除く。）により退職したものに対する退職手当の額について準用する。

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年退職者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の150

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

3 第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

4 前項の基本給月額は、枚方市職員給与条例（昭和23年条例第103号）第5条の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

5 第1項及び第3項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌月から1年以内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して1年以内に退職した場合においては、適用しない。

（定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例）

第5条の2 前条第1項の規定に該当する者のうち、その年齢が退職した日において定められているその者に係る定年から5年を減じた年齢以上である者（規則で定める者に限る。）に対する同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

（公務又は通勤によることの認定の基準）

第5条の3 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

（付加支給）

第5条の4 公務上の傷病若しくは死亡又は通勤による傷病若しくは死亡により退職した者については、この条例の規定により計算した額に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する最高保険金額の範囲内で市長が定める基準により計算した額を付加して支給することができる。

（退職手当の最高限度額）

第6条 第3条又は第4条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

（勤続期間の計算）

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第8条第1項各号の一に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び枚方市職員の分限に関する条例（昭和44年枚方市条例第27号）第2条第2項に規定する事由による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に勤務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要する者に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）で、専門知識若しくは技術を要する職に任用するため任命権者が市長の承認を得て特に招へいしたものの又は企業職員等が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた

在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用して計算するほか、職員が第13条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、第5条第3項又は第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。
（勤続期間の計算の特例）

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第7条の4 60歳以上で退職した者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、第7条第2項本文の規定にかかわらず、職員となつた日の属する月から60歳に達した日以後における最初の3月31日の属する月までの在職期間による。ただし、市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員については、この限りでない。

2 60歳に達した日以後における最初の3月31日の属する月において在職期間が20年未満である者に係る前項の規定の適用については、同項中「60歳に達した日以後における最初の3月31

日の属する月までの在職期間」とあるのは、「在職期間20年に達する日の属する月までのその者在職期間」とする。

(退職手当の支給制限)

第8条 第3条又は第4条から第5条の2までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
- (3) 地方公務員法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第9条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間6月以上で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して1年（当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他規則に定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において同じ。）の期間内に内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同条第5項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項第2号の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務

時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

3 勤続期間6月以上で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して1年の期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「退職の日の翌日から起算して1年」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、1年に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「第1項中「当該1年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、「第1項及び前項中「の期間内に失業している」とあるのは「内に失業している」とする。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職

の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第2項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。
- 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第23条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。
 - (1) 市長が雇用保険法第23条第1項の規定によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場合
 - (2) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
 - (3) 労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
 - (4) 労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、再就職手当、常用就職支度金、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。
- (1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
 - (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
 - (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
 - (3)の2 前2項に該当する者以外の者であつて、安定した職業に就いたもの 雇用保険法第56条の2第3項に規定する再就職手当の額に相当する額
 - (4) 身体障害者その他の就職が困難な者として雇用保険法第57条第1項に規定するものに該当する者であつて、安定した職業に就いたもの(前号の再就職手当の額に相当する金額の支給を受けることができる者を除く。) 雇用保険法第57条第3項に規定する常用就職支度金の額に相当する金額
 - (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
 - (6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額
- 12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 13 第11項第3号又は第3号の2に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
- 14 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、再就職手当、常用就職支度金」とあるのは「常用就職支度金」と読み替えるものとする。
- 15 雇用保険法第35条の規定は、偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。
- 16 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。
(遺族の範囲及び順位)

第11条 第2条に規定する「遺族」は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して支給する。

（遺族からの排除）

第11条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- （起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第12条 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第10条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。
- 3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当の額が支払われていない場合においては、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

（退職手当の返納）

第12条の2 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

- (1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であつた場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員以外の地方公務員等となつた者の取扱い)

第13条 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日以後の退職による退職手当について適用する。

2 適用期間内に退職した者で、この条例の適用を受けるものに退職時の条例の規定に基づいてこの条例の施行前に既に支給された退職手当（その者の退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の条例の規定に基づいてこの条例施行前に既に支給された退職手当）は、この条例による退職手当の内払とみなす。

3 第3条に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の60

(2) 勤続期間2年以上6年未満の者 100分の80

4 本則の規定にかかわらず、60歳以上で退職した者に対する退職手当の額の算定については、当分の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日の属する月（当該月において在職期間が20年未満である者については、在職期間が20年に達する月）の翌月から退職した日の属する月までの在職期間による勤続期間1年につき、退職の日におけるその者の給料月額に100分の130に乗じて得た額を、第3条又は第4条から第5条の2までの規定により計算した額に加算する。ただし、加算後の額が退職の日におけるその者の給料月額に59.4を乗じて得た額を超えるときは、当該加算額は、退職の日におけるその者の給料月額に59.4を乗じて得た額から、第3条又は第4条から第5条の2までの規定により計算した額を控除して得た額とする。

5 前項の勤続期間を計算する場合において、第7条の4第1項の規定による在職期間に1年未満の端数があるときは、これを前項の在職期間に加算するものとする。

6 昭和47年12月1日に在職する職員（同日に企業職員等として在職する者で、企業職員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。）のうち、同日以後に第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、第4条（傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者及び定年退職者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第5条（定年退職者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上である者に対する退職手当の額は、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当分

の間、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得られる額とする。

- 7 前項の規定により計算した退職手当の額が、第5条（定年退職者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、勤続期間が35年と仮定して同項の規定の例により計算した額を超えるときは、第6条の規定にかかわらず、当分の間、その例により計算した額をその者の退職手当の額とする。
- 8 前2項の規定は、昭和47年12月2日に採用された職員（同日以後に企業職員等として採用された者で、企業職員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。）のうち、同日以後に第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者及び定年退職者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第5条（定年退職者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の額について準用する。
- 9 定年退職者の退職手当を計算するときは、当分の間、退職の日におけるその者の給料月額を2号給上位の給料月額又はこれに相当する給料月額と仮定してこれを行うことができる。
- 10 定年退職者のうち勤続期間が20年未満の者に対する退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、第5条の規定により計算した額とする。
- 11 定年退職者のうち勤続期間が20年以上35年以下の者に対する退職手当の額は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定により計算した額に100分の110を乗じて得られる額とする。
- 12 定年退職者のうち勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 13 第5条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「前条第1項」とあるのは「第3条、第4条第1項又は前条第1項」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、「同項中」とあるのは「これらの規定中」とする。
- 14 第5条の2の規定に該当して退職した者（以下「定年前早期退職者」という。）の退職手当の額を計算するときは、退職の日におけるその者の給料月額を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額と仮定してこれを行うことができる。
 - (1) 勤続期間が20年未満の者 1号給上位の給料月額又はこれに相当する給料月額
 - (2) 勤続期間が20年以上の者 2号給上位の給料月額又はこれに相当する給料月額
- 15 定年前早期退職者のうち勤続期間が20年未満の者に対する退職手当の額は、第3条及び第5条の2の規定にかかわらず、当分の間、第5条及び第5条の2の規定により計算した額とする。
- 16 定年前早期退職者のうち勤続期間が20年以上35年以下の者に対する退職手当の額は、第4条から第5条の2までの規定にかかわらず、当分の間、第5条及び第5条の2の規定により計算した額に100分の110を乗じて得られる額とする。
- 17 定年前早期退職者のうち勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、第5条から第6条までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定により計算して得られる額とする。
- 18 定年退職者及び定年前早期退職者の勤続期間の計算は、第7条第6項の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合は、これを1年とする。
- 19 枚方市土地開発公社職員（以下「公社職員」という。）として在職した者が引き続き職員

となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の公社職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

附 則〔昭和41年12月15日条例第45号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年12月1日から適用する。

附 則〔昭和43年9月16日条例第22号〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和43年4月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与はこの条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則〔昭和44年3月22日条例第8号抄〕

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年12月14日から適用する。〔後略〕

附 則〔昭和46年3月12日条例第8号〕

改正 昭和60年6月26日条例第24号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、昭和45年11月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の日において第2条第2項に該当する者にかかる退職手当を計算する場合における勤続期間の始期は、この条例の施行の日からとする。

附 則〔昭和48年12月22日条例第41号〕

改正 昭和59年6月30日条例第28号

昭和60年6月26日条例第24号

平成15年12月10日条例第32号

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）、昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。ただし、改正後の条例第3条第1項各号、同条第2項、第4条第1項各号及び同条第3項の規定は、昭和48年4月1日以後の退職による退職手当について適用する。
- 2 この条例の施行前に改正前の枚方市職員の退職手当に関する条例の規定に基づいて支払われた退職手当額は、改正後の条例の規定による退職手当額の内払とみなす。

附 則〔昭和50年6月30日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日以後の退職による特別退職手当から適用する。

附 則〔昭和50年6月30日条例第29号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和51年12月16日条例第47号〕

改正 昭和59年6月30日条例第28号

昭和60年6月26日条例第24号

平成15年12月10日条例第32号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条、第3条及び第6条の規定 昭和52年1月1日
 - (2) 第4条の規定 昭和52年7月1日
 - (3) 第5条及び第7条の規定 昭和52年8月1日
- 2 第2条の規定による改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）の規定にかかわらず、昭和51年12月31日までの在職期間に係る市長、助役、収入役、教育長及び水道事業管理者に対する特別退職手当については、なお従前の例による。

附 則〔昭和55年12月13日条例第44号〕

- 1 この条例は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入職（再入職を含む。）した者の退職に係るものについて適用し、施行日前に入職した者の退職に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第5項及び第6項の規定は、施行日以後の退職に係るものについて適用し、施行日前の退職に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行の際現に満年齢60才以上で、かつ在職期間20年以上である者が退職した場合は、新条例附則第5項の規定による加算額の算定基礎となる勤続期間の計算は、同項の規定にかかわらず、昭和56年1月から退職した日の属する月までの在職期間によるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる者が施行日から昭和56年12月31日までの間に退職した場合は、同項の勤続期間の計算は、満年齢60才の誕生日の前日の属する月（当該月において在職期間が20年未満である者については、在職期間が20年に達する月）の翌月から退職した日の属する月までの在職期間によるものとする。ただし、昭和52年1月1日前の当該在職期間は、算入しない。

附 則〔昭和59年6月30日条例第28号〕

改正 昭和60年6月26日条例第24号

平成15年12月10日条例第32号

- 1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。
- 2 新退職手当条例第5条第1項並びに第3条の規定による改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第4項及び第5項の規定は、60歳の誕生日が昭和60年4月2日から同年10月1日までの間にある者で同年9月30日に退職するものについても適用する。
- 3 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、この条例の施行の日までの期間に限り、なお従前の例による。

附 則〔昭和60年6月26日条例第24号〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係るこの条例による改正前の枚方市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第12条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関するこの条例による改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第10条第1項又は第3項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (2) 新条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第12条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第10項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。
 - (3) 新条例第10条第7項又は第8項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (4) 雇用保険法第19条第1項（同法第37条第9項において準用する場合を含む。）及び同法第33条第1項（同法第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定に関しては、新条例第10条第1項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。）附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第3項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第9項中「同条の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第10項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第7項及び第8項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。
 - (5) 新条例第10条第4項から第6項までの規定は適用しない。
- 4 前2項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項から第8項までの規定、第12項及び第13項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 5 施行日前に職員等（旧条例第2条第1項に規定する職員、同条第2項の規定により職員とみなされる者及びこれらの者以外の者であつて職員について定められている勤務時間以上勤務

することとされているものをいう。以下同じ。)となり、かつ、その職員等となつた日における年齢が65年以上であつた者であつて、引き続き職員等として在職した後、施行日以後に勤続期間6月以上で退職したもの(退職の際職員又は同項の規定により職員とみなされる者であつた者に限る。)については、新条例第10条第5項又は第6項中「同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第2条第2項の規定により雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者となつたものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- 6 附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和59年8月1日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第9条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第10条第11項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
- 7 附則第2項から第4項まで及び前項の規定にかかわらず、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第12条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当(一般の退職手当等を除く。)の額は、規則で定めるところによる。
- 8 昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に旧条例第12条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。
- 9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則〔昭和63年3月31日条例第7号〕

改正 平成15年12月10日条例第32号

- 1 この条例は、昭和65年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書の規定を除く。)による改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 昭和64年度中に退職した職員(旧条例第5条第1項に規定する高齢の理由により退職した者及び職員の定年等に関する条例(昭和59年枚方市条例第27号)第2条の規定により退職した者(同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)に限る。)の勤続期間の計算は、旧条例第7条第6項の規定にかかわらず、同条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合は、これを1年とする。

附 則〔平成2年3月30日条例第8号〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

〔平成2年規則第15号で、同2年4月1日から施行〕

- 2 改正後の第12条第3項及び第12条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則〔平成3年3月12日条例第4号抄〕

(施行期日)

第1条 この条例は、平成3年6月1日から施行する。

附 則〔平成3年10月11日条例第25号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方市職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第3条の2、第4条第2項、第5条第1項及び第2項、第5条の3並びに第7条第4項の規定〔中略〕は、平成3年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

3 市長等の給与に関する条例（昭和60年枚方市条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

4 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和60年枚方市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成4年12月24日条例第36号抄〕

(施行期日)

第1条 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年3月10日条例第1号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。